

件名	亀山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	議会事務局 議事調査課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」といいます。）の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 本条例で引用している番号利用法第2条第8項及び第9項が繰り下げられることに伴う規定の整理を行います。 <第2条及び第12条関係></p> <p>(2) 本条例中に規定されている「懲役」を「拘禁刑」に改めます。 <第52条から第54条まで関係></p> <p>(3) その他規定の整理を行います。 <第17条、第18条、第27条、第31条、第32条、第38条、第39条及び第48条関係></p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施行日は、令和7年4月1日とします。ただし、懲役を拘禁刑に改める規定の施行日は、令和7年6月1日とします。</p> <p>(2) 第52条から第54条までの改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。</p>		